

## ○紀南地方老人福祉施設組合議会公印規程

(平成17年7月3日)  
議会規程 第1号

(目的)

第1条 この規程は紀南地方老人福祉施設組合議会が使用する公印の管理及び使用その他必要な事項を定めることを目的とする。

(種類及び管守)

第2条 公印の名称、ひな形、寸法、書体、印材、使用区分、個数及び管守者は別表のとおりとする。

2 公印の管守者は常に善良な管守者の注意を怠ってはならない。

3 公印の盗難、紛失、不正使用等の事故があったときは、公印管守者はすみやかにその顛末を議長に報告しなければならない。

4 同条各項に定めるもののほか、公印の取扱については、紀南地方老人福祉施設組合公印規程(平成7年規程第1号)を準用する。

(台帳)

第3条 公印を登録し整理するため公印台帳を備える。

(調製及び改廃)

第4条 公印を調製し、改刻し又は廃印しようとするときは、議長の決裁を受けなければならない。

2 前項により公印を調製し又は改刻し、若しくは廃印したときは管守者は議長の決裁を経て必要な事項を前条の公印台帳に登録しなければならない。

(使用)

第5条 公印を使用するときは、決裁済の稟議書等を添えて公印管守者に申し出なければならない。

附 則 (平成17年7月3日議会規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

## 別表

名称	ひな形番号	寸法	書体	印材	使用区分	個数	公印管守者
議長印	1	角21mm	古印体	木	議長名をもつてする文章	1	事務局長

番号	公印の名称	印影	
1	議長印	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>紀南地方 老人福祉 施設組 合理議 会議 長之印</td> </tr> </table>	紀南地方 老人福祉 施設組 合理議 会議 長之印
紀南地方 老人福祉 施設組 合理議 会議 長之印			